

## 地域密着型介護老人福祉施設 トレランス田村運営規程

### 第1章 施設の目的と運営の方針

#### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人筑南会が設置運営する指定介護老人福祉施設の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

#### (基本方針)

第2条 地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち家庭的な雰囲気の中で地域や家族との結びつきを大切にしながらサービスの提供に当たる。

#### (運営方針)

第3条 本事業において提供する地域密着型介護老人福祉施設は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者の人格を尊重し常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるとともに利用者及びその身元引受人（家族等）のニーズを的確に捉え、個別に施設サービス計画を作成することにより、入所者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 利用者又はその身元引受人（家族等）に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。

4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。

5 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

6 地域における住民や諸団体等との連携及び協力関係を築き、地域との交流を行う。

#### (事業所の名称)

第4条 この事業を行う施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 地域密着型介護老人福祉施設 トレランス田村（以下「施設」という）

(2) 所在地 茨城県つくば市上横場 2290-9

## 第2章 従業員の職種、員数及び職務の内容

(職員の種類、員数、及び職務内容)

第5条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（施設長） 1名  
管理者は職員等の管理、及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名（非常勤）  
入所者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名  
生活相談員は、適切なサービスが提供されるよう利用者及び身元引受人（家族等）に必要な助言、その他の援助をおこなう。
- (4) 看護職員 1名以上（常勤換算、併設短期入所生活介護・併設介護予防短期入所生活介護事業との兼務を可能とする。）  
看護職員は、常に入所者の健康状態に注意し、必要に応じて健康保持のために適切な措置をとる。
- (5) 介護職員 13名以上（常勤換算、併設短期入所生活介護・併設介護予防短期入所生活介護事業との兼務を可能とする。）  
介護職員は入所者の心身の状態を的確に把握し、適切な介護を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1名  
機能訓練指導員は、入所者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行う。
- (7) 栄養士 1名  
栄養士は、食事の提供にあたって入所者の身体の状況及び施行を考慮した献立づくりと栄養管理を行う。  
※ 但し、本体施設社会福祉法人筑南会特別養護老人ホーム新つくばホームにおいて、栄養士2名以上配置し、当事業所栄養管理職務を行う。
- (8) 介護支援専門員 1名  
介護支援専門員は、入所者及び身元引受人（家族等）の希望及び課題に基づき施設サービス計画を作成し、また必要に応じて計画の変更を行う。
- (9) 事務員 必要数  
事務員は入所者及び職員に係る必要な事務を行う。

### 第3章 利用定員

(入所定員)

第6条 施設の入所定員は、ユニット型個室定員 29名とする。災害等やむを得ない場合を除いて、入所定員及び居室の定員を超えて入所することはできない。

### 第4章 設備及び備品等

(居室)

第7条 施設は、入所者の居室にベット・ロッカー・ナースコール等を備品として備える。

(医務室)

第8条 施設は、入所者の診療・治療のために、医務室（医療法に規定する診療所）を設け、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備えている。

(浴室)

第9条 施設は、浴室には入所者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に特殊浴槽を設けている。

(洗面所及び便所)

第10条 施設は、建物の各所に洗面所や便所を設けている。

(機能訓練室)

第11条 施設は、入所者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えている。

### 第5章 契約及び入退所

(契約及び入退所)

第12条 施設は、地域密着型サービス提供の開始に際して、入所申込者又は身元引受人（家族等）に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項説明書を交付、説明を行い、同意を得た上で契約書を締結する。

2 施設は、入所定員に達している場合又は入所申込者に対し、自ら適切な地域密着型施設サービスを提供することが困難である等正当な理由がある場合を除き、サービスの提供を拒むことはできない。

- 3 施設は、サービス利用希望者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無、有効期間を確認することができる。
- 4 施設は、サービス利用希望者の入所に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。
- 5 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、その他保健サービスや医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

## 第6章 サービス

### (地域密着型施設サービス計画の作成)

第13条 介護支援専門員は、日常生活を行ううえで入所者が解決すべき課題を把握し、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、またその作成後のにおいても必要時または最低6ヶ月ごとに計画実施状況等の評価を行い、計画の変更を行い、その都度入所者又は身元引受人（家族等）に対し、説明、同意を得るものとする。

### (地域密着型施設サービスの基本方針)

- 第14条 地域密着型施設サービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、日常に必要な援助を適切に行う。
- 2 入所者に対して、地域密着型施設サービス計画を策定し、そのサービスが漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮する。
  - 3 事業の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者または身元引受人（家族等）に対し、サービス提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
  - 4 事業の提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
  - 5 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にサービス内容を見直すことでその改善を図る。

### (介護)

- 第15条 介護にあたっては、入所者の心身の状況に応じ、入所者の自立の支援と日生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う
- 2 身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法による入浴の機会の提供（入浴がさせられないときは清拭）
  - 3 排泄の自立についての必要な支援

- 4 おむつを使用せざるを得ない入所者について、適切なおむつの交換
- 5 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

(食事の提供)

第 16 条 食事の提供は、栄養及び入所者の心身状況・嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に実施するものとする。

(相談及び援助)

第 17 条 施設は、常に入所者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は身元引受人（家族等）に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与)

第 18 条 施設は、入所者の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽に係る活動の機会を設ける。

2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者又は身元引受人（家族等）が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。

3 施設は、常に入所者の家族との連携を図り、入所者と家族の交流等の機会を確保するように努める。

(機能訓練)

第 19 条 施設は、入所者の心身の状況等に日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施する。

(健康管理)

第 20 条 施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(利用料その他の費用の額)

第 21 条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護老人福祉施設サービスが法廷代理受領サービスであるときは、介護保険法に基づく割合額とする。

2 食事を提供するに係る費用として、別紙のとおり。

3 居室を提供するに係る費用として、別紙のとおり。

4 入所者が選定する以下のサービスの費用については、実費とする。

- ① 特別な食事
- ② 理髪・美容
- ③ 貴重品の管理
- ④ レクリエーション、クラブ活動での材料代等
- ⑤ 複写物の交付
- ⑥ おむつ代を除く日常生活品の購入料金等

## 第7章 留意事項

(施設利用に当たっての留意事項)

第22条 施設の入所者は、以下の事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 火気の取り扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと
- (2) 建物、備品その他の器具を破損し、また持ち出さないこと
- (3) けんか、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと

入所者が以下のいずれかに該当する場合には、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 施設の秩序を乱す行為をしたとき
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき

## 第8章 従業者の服務規程と質の確保

(従業者の服務規程)

第23条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下に事項に留意する。

- (1) 入所者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(従業者の質の確保)

第24条 施設は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(衛生管理)

第25条 施設及び従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

2 施設は、感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じるものとする。

(秘密の保持等)

第 26 条 施設及び従業者は、業務知り得た入所者または身元引受人（家族等）の秘密を保持することを厳守する。従業者が退職した後も、正当な理由なく、その秘密をもちあすことのないように、必要な措置を講じなければならない。

2 施設は、関係機関、医療機関等に対して、入所者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ることとする。

## 第 9 章 緊急時、非常時の対応

(緊急時の対応)

第 27 条 従業者は、入所者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

(事故発生時の対応)

第 28 条 施設サービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び家族に連絡するとともに、経過記録を行い、再発防止対策に努めその対応について協議する。

2 賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとする。

(非常災害対策)

第 29 条 施設は非常災害に関する具体的計画を立てるとともに、非常災害に備えるために定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

## 第 10 章 その他

(記録の整備)

第 30 条 施設は、従業者・設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 施設は、入所者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(苦情等への対応)

第 31 条 施設は、入所者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するために苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結

果について入所者に報告をする。

2 施設は、入所者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

#### (地域との連携)

第32条 施設の運営にあたっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及協力を行う等の地域との交流に努める。

#### (虐待防止のための措置に関する事項)

第33条 虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を、定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 必要に応じて成年後見制度の利用支援を行う。
  - (5) 苦情処理委員会を設置し苦情解決体制を整備する。
  - (6) 上記措置を適切に実施するよう責任者として生活相談員をおく。
- 2 虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合は速やかに市町村に通報する。

#### (身体拘束適正化のための措置に関する事項)

第34条 身体拘束の適正化を図るため、以下の措置を講じる。

- (1) 身体拘束を実施する場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- (2) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員等に周知徹底を図る。
- (3) 身体拘束の適正化のための指針を整備する。
- (4) 職員等に対し、身体拘束の適正化に関する研修を年2回以上実施する。
- (5) 上記措置を適切に実施するよう責任者として生活相談員を置く。

#### (ハラスメント対策に関する事業者の責務)

第35条 事業者は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えるものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(その他)

第 33 条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は筑南会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

付則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

付則

この規定は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

指定地域密着型介護老人福祉施設

重要事項説明書

<つくば市指定 0892000191号>

社会福祉法人

筑南会

地域密着型介護老人福祉施設 トランス田村

# トランス田村指定介護老人福祉施設重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

〈つくば市指定 0892000191号〉

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定を受けていない方でも入所は可能です。

## 〔目次〕

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. 居室の概要	1
4. 職員の配置状況	1
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	1
6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)	1
7. 残置物引取人	1
8. 苦情の受付について	1
9. 併設事業及びその他社会福祉法人筑南会が行う事業	1

## 1. 施設経営法人

- |           |                    |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 筑南会         |
| (2) 法人所在地 | 茨城県つくば市学園の森3丁目29番2 |
| (3) 電話番号  | 029-856-4477       |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 田村 洋子          |
| (5) 設立年月日 | 昭和63年10月17日        |

## 2. ご利用施設

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 施設の種類      | 指定地域密着型介護老人福祉施設・平成26年7月1日指定<br>つくば市指定 0892000191号 |
| (2) 施設の目的      | 高齢者の生活支援  |
| (3) 施設の名称      | 地域密着型介護老人福祉施設 トランス田村                              |
| (4) 施設の所在地     | 茨城県つくば市上横場2290-9                                  |
| (5) 電話番号       | 029-893-3126 Fax 029-836-5518                     |
| (6) 施設長(管理者)氏名 | 田村 大輔   |
| (7) 当施設の運営方針   |   |

ご契約者個人個人の心身の状況とニーズを的確に反映のできるケアプランに基づき医師、看護師、機能訓練指導員、介護職員等の専門職員により適切な介護サービスを提供いたします。また、安全で快適な施設での生活をお送りいただけますよう住環境の整備並びに安全対策に取り組んでまいります。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| (8) 開設年月日 | 平成26年7月1日 |
| (9) 入所定員  | ユニット型 29名 |

### 3. 居室の概要

#### (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	29室	ユニット型個室
ユニットスペース	3ユニット	ユニットごとに、居間・食堂・キッチン等のセミパブリックスペース
機能訓練室	1室	他事業との共有スペースとして
浴室	5室	機械浴、中間浴、リフト浴等
医務室	1室	同敷地内共用スペース

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更:ご契約者から居室の変更希望の申出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

### 4 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。(平成30年4月1日現在)

職種	常勤換算	指定基準	
1. 施設長	1名(兼務)	1名	※介護職員は、ショートステイ事業との兼務となります。指定基準もショートステイ定員も含むものです。
2. 管理者(副施設長)	1名(兼務)		
3. 介護職員	17.2名 (内介護福祉士10.1名)	13名	※機能訓練指導員(理学療法士、看護師等)常勤換算1名が配置できないときには、個別機能訓練加算は、利用料金に加算されません。
4. 生活相談員	1名		
5. 看護職員	2.4名	1名	
6. 機能訓練指導員	1名(兼務)	1名	※本体施設新つくばホームに栄養士2名配置により、栄養管理業務を行います。
7. 介護支援専門員	1名(兼務)		
8. 医師	(非常勤1名)	必要数	
9. 栄養士	1名(本体施設との兼務)	1名	

※常勤換算:職員のそれぞれの週当たりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制		
1. 医師	毎週火曜日10時～12時、毎週金曜日15時～17時		
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員		
	早朝	6時00分～15時00分	各ユニット1名 各ユニット0～2名 各ユニット1名 2名
	平常	8時30分～17時30分(パート含)	
	遅出	11時00分～20時00分	
夜間	17時00分～10時00分		
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員		
	平常	8時30分～17時30分	1名
4. 機能訓練指導員	兼務	1名	
5. 介護支援専門員	平常	8時30分～17時30分	1名
6. 生活相談員	平常	8時30分～17時30分	1名

☆土日は上記と異なります。

## 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合

### (1) 当施設が提供する基準介護サービス(契約書第3条参照)

以下のサービスについては、居住費、食費を除き、保険者が定めたご契約者の負担割合(1割、2割、3割)に応じた額が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

#### ①居室の提供

#### ②食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事を取っていただくことを原則としています。  
(食事時間の目安)

朝食 7時30分から                      昼食 12時00分から                      夕食 18時00分から

#### ③入浴

- ・入浴又は清拭を少なくとも週2回行ないます。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

#### ④排泄

- ・排泄の自立を促すために、ご契約者の身体能力を最大限に活用した援助を行ないます。

#### ⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

#### ⑥健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行ないます。

#### ⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行なうよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金(1日あたり)〉(契約書第5条参照)

- ・別紙料金表のとおり

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をお支払いいただき、要介護度の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、事由の生じた時の該当介護度の自己負担額となります。(契約書第18条、第21条参照)

1. サービス利用料金	介護度別料金表参照
2. うち介護保険から給付される金額	介護度別料金表参照
3. 自己負担額(1-2)	介護度別料金表参照

◇当施設の居住費・食費の負担額(ショートステイを含む)

世帯全体が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方は、施設利用・ショートステイの居住費(滞在費)・食費の負担が軽減されます。

対象者		区分	居住費	食費
本人及び世帯全員が市町村民税非課税で	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	利用者負担 第1段階	¥820	¥300
	・前年の合計所得金額+年金収入が80万円以下の方	利用者負担 第2段階	¥820	¥390
	・前年の合計所得金額+年金収入が80万円超120万円以下の方	利用者負担 第3段階①	¥1,310	¥650
	・前年の合計所得金額+年金収入が120万円超の方	利用者負担 第3段階②	¥1,310	¥1,360
上記以外の方			¥1,970	¥1,445

(2) (1)以外のサービス(契約書第4条、第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①特別な食事(酒類を含みます。)

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金:要した費用の実費

②理髪・美容

[理髪サービス]

月に2回、理容師の出張による理髪サービス(調髪、顔剃、洗髪)をご利用いただけます。

利用料金:内容により要した費用の実費

[美容サービス]

月に2回、美容師の出張による理髪サービス(調髪、パーマ、洗髪)をご利用いただけます。

利用料金:内容により要した費用の実費

③貴重品の管理

ご契約者のご希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下のとおりです。

○管理する金銭の形態:施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの:上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者:施設長

○出納方法:手続きの概要は以下のとおりです。

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

・保管管理者は上記届出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行いません。

・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

○利用料金:1日当たり100円(手数料及び保険料の実費程度)

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金:材料代等の実費をいただきます。

i) 主なレクリエーション行事予定

行事とその内容	4月	花見会	8月	盆踊り	12月	クリスマス会
	5月	端午の節句	9月	敬老会	1月	新年会
	6月	芝居見学	10月	紅葉見学	2月	節分祭
	7月	七夕会	11月	寒菊会	3月	ひな祭り

ii) クラブ活動

書道、音楽、俳句、おひさま(材料代等の実費をいただきます。)

⑤ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき 50円

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦ 電気使用料

電気製品(テレビ、電気毛布等)を使用される場合、1品目あたり、1日50円 をご負担いただきます。尚、エアーマット、センサーマット使用時にはご負担いたしません。

⑧ 契約書第19条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる料金(1日あたり)

事由の生じた時の該当介護度のサービス利用料金全額

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判断された場合、介護保険法に定められた要介護1介護給付費の10割にあたる金額をご負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行なう2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第5条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金支払い		
イ. 指定口座への振込み	常陽銀行 谷田部支店	普通預金 1685005
ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし	ご利用できる金融機関	筑波銀行

(4) 入院中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力病院において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	田村医院	城西病院
所在地	つくば市上横場2290-6	結城市結城10745-24
診療科	内科・外科	総合
医療機関の名称	筑波記念病院	
所在地	つくば市要1187-299	
診療科	総合	

## ②協力歯科医療機関

医療機関の名称	大木歯科医院
所在地	つくば市谷田部2880

### (5) 看取りについて

ご契約者が、医師の診断のもと、近い将来死に至ることが予見される状態になった場合、当施設においては、ご契約者の尊厳ならびに、ご家族の意向を最大限に尊重しながら、その身体的、精神的苦痛・苦悩をできるだけ緩和し、死に至るまでの期間、その方なりに充実し納得した生活を安らかに送れるよう援助します。

## 6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がないかぎり、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するにいたった場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。(契約書第13条参照)

- ①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照ください。)
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照ください。)

### (1) ご契約者からの退所の申し出(中途解約・契約解除) 契約書第14条、第15条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、希望する7日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者をご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけるおそれがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

### (2) 事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除) (契約書第16条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設からの対処していただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ない、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行なうことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者が継続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ご契約者が介護老人福祉施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

※契約者が病院等に入院された場合の対応について※(契約書第18条参照)

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

#### ①検査入院等、短期入院の場合

1か月につき6日以内(継続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊)の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、介護給付費外泊時加算の自己負担分料金をご負担いただきます。

#### ②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院期間を超える入院については、3か月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受け入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記料金をご負担いただきます。

#### ③3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

#### 〈入院期間中の利用料金〉

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

なお、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することについて同意いただく場合には、所定の利用料金を負担いただく必要はありません。但し、入院翌日より6日間について、短期入所生活介護の利用がない場合については、介護保険の外泊時加算の一部、及び居住費を負担いただきます。

#### (3)円滑な対処のための援助(契約書第17条参照)

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な対処のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行ないます。

○適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介

○居宅介護支援事業者の紹介

○その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※ご契約者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として、援助にあたった日数において介護保険から給付される費用の一部をご負担いただきます。(別紙料金表参照)

#### 7. 残置物引取人(契約書第20条参照)

契約の締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

但し、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。(契約書第22条参照)

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

## 8. 苦情の受付について(契約書第22条参照)

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○苦情受付窓口(担当者)

生活相談員 久松 しのぶ

#### ○受付時間 毎週月曜日から土曜日

8時30分～17時30分

また、苦情受付ボックスを事務室カウンターに設置しています。

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

つくば市高齢福祉課	所在地 つくば市研究学園1-1-1 電話番号 029-883-1111 受付時間 8:30～16:45
国民健康保険団体連合会	所在地 水戸市笠原町978-26 電話番号 029-301-1565 受付時間 9:00～16:30
茨城県社会福祉協議会	所在地 水戸市千波町1918 電話番号 029-305-7193 受付時間 9:00～17:00

### (3) 外部評価

3か月に1回「運営推進会議」の実施。提供するサービスの内容等を明らかにすることにより、地域に開かれサービスとすることで、サービスの質を確保することを目的とし設置。

## 9. 併設事業及びその他社会福祉法人 筑南会が行う事業

### (1) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

#### 【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護】

トランス田村 ショートステイ 平成26年7月1日指定 つくば市0872002688号  
定員 10名 平成2年7月1日更新

#### 【地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービス】

トランス田村 デイサービスセンター 平成26年7月1日指定茨城県0872002704号  
定員 18名 令和2年7月1日指定更新

### (2) その他社会福祉法人 筑南会が行う事業

#### 【介護老人福祉施設】

特別養護老人ホーム新つくばホーム 平成12年4月1日指定 茨城県0872000203号  
定員 50名 平成26年4月2日指定更新  
特別養護老人ホーム新つくばホーム新館 平成26年4月1日指定 茨城県0872090014号  
定員 35名

#### 【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護】

特別養護老人ホーム新つくばホーム 平成12年4月1日指定 茨城県0872000203号  
定員 11名 平成26年4月2日指定更新  
特別養護老人ホーム新つくばホーム新館 平成26年4月1日指定 茨城県0872090014号  
定員 4名

#### 【通所介護・介護予防通所介護相当サービス】

新つくばホームデイサービスセンター 平成12年4月1日指定 茨城県0872000369号

定員 30名	通所介護	平成26年4月2日指定更新
	介護予防通所介護	平成24年4月2日指定更新
新つくばホームデイサービスセンター新館		平成16年11月1日指定 茨城県0872001102号
定員 20名	通所介護	平成22年11月2日指定更新
	介護予防通所介護	平成24年4月2日指定更新

【居宅介護支援事業】

新つくばホーム指定居宅介護支援事業所	平成12年4月1日指定 茨城県0872000112号
	平成26年4月2日指定更新

【訪問介護・介護予防訪問介護】

新つくばホーム ヘルパーステーション	平成16年11月1日指定 茨城県0872001094号
	訪問介護 平成22年11月2日指定更新
	介護予防訪問介護 平成24年4月2日指定更新

【小規模多機能型居宅介護】

ケアサポート田村	平成20年4月1日指定 茨城県0892000100号
(住所 つくば市上横場2290-6)	平成26年4月2日指定更新

【その他の事業】

(つくば市委託事業) つくば市谷田部西地域包括支援センター

【入所時リスク説明書】

当施設では、利用者が快適にサービスをご利用できますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気により、下記の危険性が伴う事を十分にご理解ください。（ご確認いただきましたら□にチェックをお願いします）

- 歩行時の転倒、ベットや車椅子からの転落等による事故の恐れがあります
- 当施設では、原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性が  
あります
- 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも安易に骨折する恐れがあります
- 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離が出来やすい状態にあります
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態に  
あります
- 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲  
窒息の危険性が高い状態にあります
- 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります
- 本人の全身状態が急に悪化した場合、協力医療機関の医師の判断で緊急に病院へ搬送を  
行うことがあります

なお、説明にてご不明な点がございましたら、遠慮なくお尋ねください。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し、交付しました。

<事業者>

所在地 茨城県つくば市上横場2290-9  
名称 トランス田村  
管理者名 田村 大輔 印  
説明者 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定短期入所生活介護サービス又は、介護予防短期入所生活介護サービスについて重要事項説明を受け、同意しました。

<利用者>

住所  
氏名 印

<利用者代理人>

住所  
氏名 印

## サービス利用単位料金表(令和6年6月1日)

1、令和6年4月1日、介護保険制度報酬改定による利用単位料金

(1) 1単位あたりの料金 1単位 10.45 円 居住住所地国家公務員地域手当に準じる地区区分によるもの

(2) 介護福祉施設サービス費単位(1日につき)について

ご契約者の要介護度とサービス利用単位	要介護3	要介護4	要介護5
	828	901	971

(3) 加算単位(1日につき)について

①②③④⑤は、入所されている全員の方に加算されます。⑥～⑳は、ご利用者の状況に応じ又は施設体制が整った時に加算されます。

① 介護職員等処遇改善加算	サービス費及び他の加算の単位合計の14%	
事業所として一定の要件を満たし、介護職員の処遇を改善するための交付		
② サービス提供体制加算	18単位	
新規入所者総数のうち、認知症の利用者(日常生活自立度ランクⅢ以上)が65%以上占めるとき、介護福祉士の数が、入所者6人に1人以上であるとき		
③ 看護体制加算(Ⅱ)	23	
介護職員を一定以上配置、医療機関との連携、24時間連絡体制確保		
④ 栄養マネジメント強化加算	11	
常勤の管理栄養士の配置、栄養ケア計画の作成、記録等をおこなっているとき		
⑤ 療養食加算	6	1日3回を限度とする
医師より食事療法等の指示があり、食事提供を管理栄養士が管理するとき		
⑥ 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	
認知症介護に係る専門的研修終了者を配置、認知症日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する方が対象。		
⑦ 外泊時加算	246	
病院への入院、居宅での外泊時、1ヶ月に6日を限度とする		
⑧ 初期加算	30	
入所日から30日以内の期間、同法人内からの入所時は、算定なし。		
⑨ 夜勤職員配置加算	41または46	
夜勤にかかる時間帯に、職員を基準より1以上多く配置したとき、条件により単位数に違いあり。		
⑩ 個別機能訓練加算Ⅰ(1日につき)	12	
理学療法士、看護師等の専門に職務に就くもの配置、及び個別機能訓練計画の作成と実施		
⑪ 排せつ支援加算Ⅳ	100	1ヶ月につき
排せつ介護を要する入所者に支援計画を作成し、計画に基づき支援したとき		
⑫ 褥瘡マネジメント加算Ⅲ	10	3ヶ月に1回限度
入所者全員に対し、褥瘡を予防するため定期的評価、計画的管理をしたとき		
⑬ 再入所時栄養連携加算	200	1回
医療機関入院し退院し、それまでと異なる栄養管理が必要となり、管理栄養士が医療機関と連携、再入所後の調整を行ったとき		
⑭ 経口移行加算	28	
医師の指示に基づき、経管の入所者に経口移行計画を作成、管理栄養士が経口食事摂取のための栄養管理を行ったとき		
⑮ 経口維持加算(Ⅰ)	400	1ヶ月につき
内視鏡検査等により誤嚥が認められる摂食機能障害のある入所者に計画の作成、管理栄養士による栄養管理を行ったとき		
経口維持加算(Ⅱ)	100	1ヶ月につき
誤嚥が認められる摂食機能障害のある入所者に計画の作成、管理栄養士による栄養管理を行ったとき		
⑯ 口腔衛生管理加算Ⅰ	90	1ヶ月につき
⑰ 若年性認知症入所者受入加算	120	
初老期における認知症と診断された方が入所したとき		
⑱ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	

認知症行動・心理症状が認められ、緊急に入所することが適当と判断され、入所した日から7日まで		
㉑ 看取り介護加算(1日につき)	144	
(お亡くなりになった日以前4～30日)		
看取り介護加算(1日につき)	680	
(お亡くなりになった日前日・前々日)		
看取り介護加算(1日につき)	1280	
(お亡くなりになった日)		
㉒ 退所前訪問相談援助加算	460	
(退所前訪問相談加算;居宅訪問あり)		
退所後訪問相談援助加算	460	
(退所後訪問相談加算;居宅訪問あり)		
退所時相談援助加算	400	
(退所前連携加算;居宅介護支援事業者等への情報提供)		
退所前連携加算	500	
㉓ 科学的介護推進体制加算Ⅱ	50	

## 2、利用料金の計算方法

単位表によって、ご契約者の要介護度に応じた施設サービス費と加算の合計から 介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額1割又は2割)と食事にかかる標準自己負担額の合計金額をお支払いいただきます。

利用者負担額 =

(施設サービス費単位+加算単位) × 10.45円 × 0.1又は0.2又は0.3(利用者負担割合) + 居住費 + 食費

※ 社会福祉法人等による負担軽減制度、負担限度額認定特定入所者等の対象の方については、上記に加え、制度に従った計算方法での請求となります。

## 3、実費利用料

食費 1,445円/日  
 居住費 1,970円/日 令和6年8月～ 2,066円/日  
 電気代 1製品につき 50円/日